

令和8年度佐野どまんなか花火大会花火打上げ業務委託プロポーザル実施要領

1 業務の概要

(1)業務目的

本市で行う令和8年度佐野どまんなか花火大会において、市民はもとより、市外からの観光客の滞在時間の延長を図ることにより、地域の活性化、市内における消費拡大及び交流人口の増加につなげるため、見るものを楽しませ、感動を与える花火打上げ業務の実施を目的とします。

(2)業務名

令和8年度佐野どまんなか花火大会花火打上げ業務委託

(3)業務場所

道の駅どまんなかためま南西(佐野市小見町366-2南西付近)

(4)業務内容

別紙「業務委託説明書」(以下、「説明書」という。)を参照してください。

(5)履行期間

契約締結日から令和9年2月22日(月)まで

(6)プロポーザル方式により契約候補者を特定する理由

本プロポーザル実施に当たっては、佐野市プロポーザル方式実施要綱に準じて行うものとし、要綱第2条第2号公募型プロポーザル方式の手順を準用するものとします。なお、当業務委託は要綱第3条第4号に該当するものとして取り扱います。

(7)プロポーザル方式の方法及び理由

花火打上げ業務の性質上、価格のみによる競争では目的を達成できないと考えるため、プロポーザル方式を導入するものです。

本業務委託プロポーザルの実施に当たっては、令和8年度佐野どまんなか花火大会花火打上げ業務委託評価委員会を設置し、本評価委員会において提出された提案書を実施要領に規定された評価基準に基づき評価を行い、当該業務に最も適した提案を行ったと認められる提案者を特定します。

(8)業者を特定するまでの事務手順

令和8年度佐野どまんなか花火大会花火打上げ業務委託評価委員会において、公募型プロポーザルを実施します。公募により事業者を募り、応募のあった事業者から必要書類等を徴し、参加資格を確認します。資格を満たしている事業者に対して提案書の提出をさせ、プレゼンテーションを実施。評価委員会委員の採点の結果で事業実施事業者を決定します。

(9)提案限度価格 8,000,000円(消費税及び地方消費税相当額を含む)

※この金額は契約時の予定価格を示すものではなく、企画内容の規模を示すためのものです。ただし、見積書を提出する際は、提案限度価格を超えることはできません。

(10)業務実施上の条件

- ① 本業務を遂行するに当たり、必要とされる関係法令(法律、政令、条例、規則、規定等)を遵守するものとします。
- ② 委託業務に支障が生じないよう、自らの費用負担により体制を整備するとともに、常にこれに対処できるよう十分な人員(技術者等)を配置するものとします。

③ 本業務を遂行するに当たり、必要に応じてヒアリング調査等を行うものとします。

2 提案書提出者に要求される資格要件

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当するものでないこと。
- (2) 直近1年間の国税及び地方税を滞納していないこと。
- (3) 当業務を円滑に遂行できるだけの安定的かつ健全な財務能力を有していること。
- (4) 参加者及びその役員等が別記様式第2号 誓約書第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (5) 当業務を行うに当たり、特定の業務を第三者に委託する場合に受託する法人及びその役員等が別記様式第2号 誓約書第1項各号のいずれにも該当しないこと。
- (6) 提出書類の記載事項に虚偽がないこと。
- (7) グループで参加する場合は、代表団体を定め、関係する団体を明示し構成団体として定めること。なお、契約は代表団体と行う。
- (8) グループを構成する場合、代表団体は(1)～(7)の要件すべてを満たし、各構成団体は(1)～(6)の要件を満たすこと。なお、構成団体は応募資格要件の有無にかかわらず、本業務委託プロポーザルへの参加はできないものとする。

3 選定スケジュール

実施内容	実施時期(令和8年度)
実施手続き開始、説明書の交付	8月12日(水)
参加表明書及び参加資格要件確認書類の提出期限	8月21日(金)
提案資格確認結果及び提案書の提出要請の通知	8月26日(水)
質問受付	8月27日(木)～9月4日(金)
質問回答(予定)	9月11日(金)
提案書の提出期限	9月18日(金)
プレゼンテーション及び質疑応答(予定)	9月30日(水)
特定・非特定通知書の通知	10月2日(金)

4 参加表明書の作成様式及び参加資格要件確認書類、問合せ先

(1) 参加表明書の作成様式

- ① プロポーザル参加表明書(別記様式第1号)
- ② 誓約書(別記様式第2号)
- ③ 参加資格要件確認表(別記様式第3号)及び履歴事項全部証明書、国税及び地方税に未納がないことを証する書類(直近3年分)
- ④ 提案企業概要調書(別記様式第4号)

(2) 問合せ先(事務局)

〒327-8501 栃木県佐野市高砂町1番地
令和8年度佐野どまんなか花火大会実行委員会事務局
(佐野市産業文化スポーツ部観光推進課観光推進係内)

担当 山野井、中嶋
TEL 0283-27-3011(直通)
FAX 0283-20-3029
e-mail:kankous@city.sano.lg.jp

5 参加表明書の提出期限及び提出方法

- (1)提出期限 令和8年8月21日(金)午後5時15分まで(必着)
- (2)提出場所 4(2)に同じ。
- (3)提出方法 郵送のみとします。また、「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれかの方法によるものとし、メール便は不可とします。
- (4)提出部数 参加表明書等の提出部数は、正1部、副1部とします。

6 提案書提出者の選定及び非選定に関する事項

参加表明書の添付書類により、本プロポーザルの提案資格を満たす者であるかを確認し、その結果を次のとおり通知します。

- (1)確認を行った結果、提案書の提出者として認められた者に対しては、提案書の提出者に選定された旨とプロポーザル参加要請を書面により通知します。
- (2)提案書の提出者として選定されなかった者に対しては、選定されなかった旨を書面により通知します。
- (3)上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、会長に対して非選定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
 - ① 受付場所 4(2)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く。)
- (4)上記の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行います。
- (5)参加表明書提出後、提出期限までに提案書の提出がない場合については、参加を辞退したものとみなします。

7 提案書の作成様式、記載上の留意事項及びその問合せ先

(1) 提案書(別記様式第7号)

表紙、目次及びページ番号を付すほか、次に掲げる事項に対して作成してください。

① 提案書

提案書は、別記様式第7号を表紙とし、任意様式、A4版で作成。両面使用で20ページ(用紙10枚)以内とし、表紙、目次は含めないものとします。「11 提案書を特定するための基準」及び「12 提案書等の記載要領」を踏まえ、簡潔に記載してください。

② 見積書

本業務に係る見積書(内訳含む)を作成してください。ただし、提案限度価格を超えることはできません。

③ プレゼンテーション審査説明員一覧(別記様式第8号)

(2)問合せ先 4(2)と同じ。

8 提案書の提出期限及び提出方法

(1)提出期限 令和8年9月18日(金)午後5時15分まで(必着)

(2)提出場所 4(2)に同じ。

(3)提出方法

郵送(「書留」、「簡易書留」、「配達記録」のいずれか)とし、その他の方法による提出は一切認めません。なお、提出後の差し替え、追加はできないものとします。

(4)提出部数

提案書等の提出部数は、7(1)①、②は正1部、副10部とします。なお、別記様式第7号は、正本に1部添付してください。

(5)提出書等の作成及び提出上の留意事項

提出された提案書等は、提案者に無断で使用しません。ただし、候補者の選定を行う作業に必要な範囲においては複製いたします。

9 説明書等に対する質問の受付期間、提出方法、提出場所及びその回答方法

(1)質問の内容

質問の内容は、本要領及び説明書の内容及び提案書の作成に係るもの等とし、評価及び審査に係る質問は一切受け付けません。

(2)受付期間

令和8年8月27日(木)から令和8年9月4日(金)午後5時15分まで(必着)

(3)提出方法

① 質問・質問回答書(別記様式第6号)を用いてください。

② 持参又は郵送、FAXもしくは電子メールにより提出してください。ただし、いずれの方法を用いても受付期間内必着でお願いします。

③ 持参による場合は、休日を除く午前8時30分から午後5時15分までに提出してください。

④ 電話による問合せは受け付けません。

(4)受付場所 4(2)に同じ。

(5)回答方法

回答は、令和8年9月11日(金)(予定)までに、市ホームページに掲載します。

なお質問に対しては、個別回答は行わず、電話等の対応も一切行いません。

10 プレゼンテーション及び質疑応答

(1)日時 令和8年9月30日(水)(予定)

※詳細な日時等については、別途通知します。

(2)場所 佐野市役所会議室(予定)

(3)実施方法

① プレゼンテーションは15分、質疑応答は5分、合計20分を目安とします。

- ③ プレゼンテーションは非公開とします。
- ④ プレゼンテーションの実施方法は、自由形式とし、電子機器を利用して行うことは可とします(必要機材のうち、スクリーン及びプロジェクターは事務局が用意します。その他パソコン等は各自持参してください。)
- ⑤ プレゼンテーション実施の際に、提案書提出時に提出していない新たな資料を提出することはできないものとします。
- ⑥ プレゼンテーションの参加者は、業務主任者及び機器操作者を含む5名までとし、プレゼンテーション審査説明員一覧(別記様式第8号)により参加者の役職及び氏名を提案書提出時に届け出るものとします。
- ⑦ プレゼンテーション当日に、指定された場所、時刻に来ない場合は、辞退したものとみなします。

11 提案書を特定するための基準

提案書を特定するための評価基準は次のとおりである。

評価項目	評価の視点	配点
1 安全管理体制	・安全管理体制が具体的かつ実効性があるか ・事故防止策、荒天・緊急時の対応は十分であるか ・加入している保険の内容は十分なもののか	30
2 企画・演出・技術力	・独自性・技術力・完成度の高い演出となっているか ・来場者の満足度向上が期待できるか	30
3 業務遂行能力	・業務を確実に遂行できる体制であるか ・工程管理や関係機関との調整方法が具体的であるか	15
4 実績	・同種・同規模業務の実績が十分であり、本業務を確実に履行できる能力を有しているか	15
5 費用	見積金額及び積算内訳から次のとおり算出する。 評価点＝配点×(提案者の中の最低提案事業費) ÷(当該提案者の提案事業費)	10
		100

ただし、基準点として、各評価の視点に対し平均点が2割以下(30点満点の場合は6点、15点満点の場合は3点、10点満点の場合は2点)の項目がなく、かつ合計点数が60点以上であることとします。1者のみの応募であった場合も、基準点を満たさない場合、提案書は非特定となります。

12 提案書等の記載要領

評価項目	内容
1 安全管理体制	・安全対策について ・保安距離、煙火配置図について ・事故防止策について ・不発玉処理について ・荒天時・緊急時の対応について ・賠償責任保険加入内容について
2 企画・演出・技術力	・演出コンセプトについて ・花火プログラムについて(打上順・時間配分等) ・使用花火の概要(号数・種類等) ・フィナーレ演出について
3 業務遂行能力	・配置予定責任者及び技術者一覧について ・工程について(契約から完了まで) ・消防・警察・実行委員会との連携・調整について
4 実績	・過去3年間の同規模(2,000 発程度以上)の花火大会実績一覧(開催地・発数・契約金額等)について
5 費用	・打上費用、第三者賠償保険、申請書作成等諸経費、その他等業務に係る全ての経費(消費税及び地方消費税を含む)とその内訳について ・見積額は、8,000,000 円(消費税及び地方消費税を含む)以内とし、当業務に係る全ての経費とその内容を記載すること。

13 提案書の特定及び非特定に関する事項

提案書、プレゼンテーション等により提案内容を評価し、その結果を次のとおり通知します。

- (1)提出された提案書が最優秀となった者に対し、提案書が特定された旨を書面により通知します。
- (2)提出された提案書が特定されなかった者に対しては、特定されなかった旨を書面により通知します。
- (3)上記(2)の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日(休日を含まない。)以内に、書面により、会長に対して非特定理由について説明を求めることができます。なお、説明請求の受付場所及び受付時間は以下のとおりです。
 - ① 受付場所 4(2)と同じ。
 - ② 受付時間 午前8時30分から午後5時15分まで(休日を除く。)
- (4)上記(3)の回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日(休日を含まない。)以内に書面により行います。

14 契約等に関する事項

(1) 契約候補者の特定

本プロポーザルにおいて特定した最優秀者を、本業務の契約相手方として特定するとともに、業務の仕様内容を協議し、業務の発注が整った段階で契約を締結します。

ただし、次のいずれかに該当し、最優秀者から見積徴収及び業務委託契約が締結できない場合には、次点者を契約の相手方として再特定するものとします。

- ① 最優秀者が、地方自治法施行令第167条の4に該当することとなったとき。
- ② 最優秀者が、特定後に本説明書に掲げる失格事項に該当して失格となったとき。
- ③ 最優秀者との協議の結果、契約締結ができなかったとき。
- ④ 最優秀者が本業務委託契約の締結を辞退したとき。
- ⑤ その他の理由により最優秀者と業務委託契約の締結が不可能となったとき。

(2) 委託契約金額

委託契約金額は、特定された提案内容・見積額を基に細部について、市と打合せを行い、予算の範囲内で受注業務内容及び契約金額を決定します。

また、支払いは完了払いとし、契約保証金は免除します。

15 参加者の失格

参加者が次のいずれかに該当した場合には、その者の提出した参加表明書及び提案書等を無効とし、本プロポーザルへの参加資格を失うこととします。

- (1) 提案書等が提出期限までに提出されない場合
- (2) 提出書類に虚偽の記載があった場合
- (3) 本要領2に定める資格要件を満たしていない場合又は満たすことができなくなった場合
- (4) その他本要領の定めにしたがった場合
- (5) 本件に関して不正又は公平さを欠く行為等があった場合

16 その他の留意事項

- (1) 本プロポーザルに係る提案内容の評価及び契約候補者の特定は、「令和8年度佐野どまんなか花火大会花火打上業務委託評価委員会」において行います。
- (2) 提出期限までに参加表明書を提出しない者及び提案書の提出者に選定された旨の通知を受けなかった者は、提案書を提出することができないものとします。
- (3) 参加表明書及び提案書の作成及び提出等に関する費用は、提出者の負担とします。
- (4) 参加表明書及び提案書に虚偽の記載をした場合は、参加表明書及び提案書を無効とします。
- (5) 提出された提案書等は返却しません。
- (6) 本プロポーザルにおける評価結果は公表するものとします。公表する内容は、プロポーザル参加者名、特定された者の名称及び住所並びに総合評価点とします。
- (7) 本説明書に定めのない事項又は本要領に疑義が生じた場合は、協議により定めます。